

猪名川町奨学生を募集

○返還時に最大25万円の減額

○通学費用の奨学金を新設

○事前に奨学金を貸与

猪名川町教育委員会では、以下のとおり奨学金を貸与する奨学生を募集しています。

平成29年度以降に就学する奨学生から、奨学金の返還時に猪名川町に居住している場合や猪名川町に寄付をした場合に、1年の返還額の半額で年5万円を限度に5年間減額される制度や、猪名川町から通学する高校生等の通学費相当分を貸与する制度を新設しました。また、費用が必要となる前に奨学金を一括貸与することが可能となりました。



詳しくは、教育委員会で配布しているしおり又はホームページ
http://www.town.inagawa.lg.jp/kosodate/school/gakko_kyouiku/1417743818738.html
をご参照ください。
(左のQRコードを読み込むとホームページアドレスが表示されます)

1 応募できる人

保護者が猪名川町に在住しており、学校教育法に定める ㊦ 高等学校・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校(高等部)・高等専門学校 ㊧ 大学・短期大学・専修学校 に入学する人、在学している人

※保護者の市町村民税所得割額の合計額が、304,200円以下の所得制限があります。

2 貸与する奨学金の額(限度額)

以下の金額を限度とし、実際に必要な額を貸与 (給付ではありません。)

- ① 入学費貸付金 30万円/年(入学する前に必要な入学金、制服代等)
- ② 就学費貸付金 30万円/年(授業料、教材費等)
- ③ 通学費貸付金 30万円/年(交通定期代、自転車購入代等、ただし㊦の学校に限る)
- ④ 留学費貸付金 50万円/回(渡航費、授業料、滞在費等)

※全ての奨学金は、複数同時に応募することが可能です。ただし、今回の申請と合わせて120万円を超えることができません。

3 応募期間

毎年1月4日～同31日(土曜日・日曜日・祝日除く)

※入学費貸付金以外は、随時受付を行っています。

4 問い合わせ

猪名川町教育委員会 教育振興課

電話： 072-766-6000

Eメール： kyoikushinko@town.inagawa.lg.jp